

序章 はじめに

序章 はじめに

1. 策定の背景と目的

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に基づき、本町の都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。

本町では、大野町都市計画マスタープラン（平成 9 年度（1997 年度））策定から約 20 年近くが経過し、その後、少子高齢化の進展、環境問題の顕在化、財政危機などの社会経済状況の変化や総合計画をはじめとする上位関連計画等の改定、東海環状自動車道の整備など、計画を取り巻く状況が大きく変化しています。

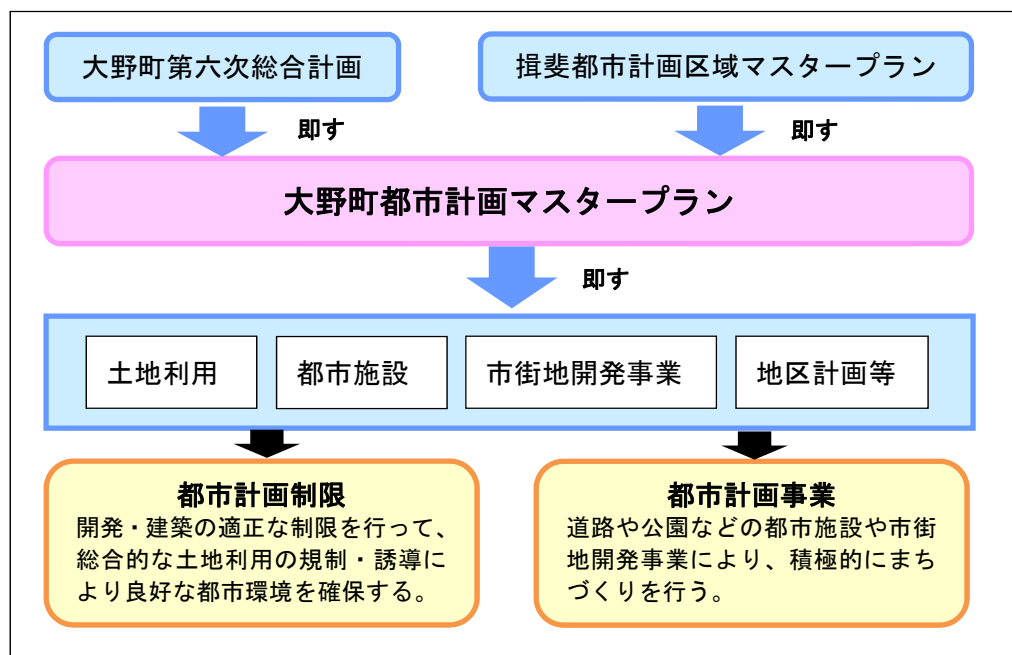
そのため、社会環境の変化や総合計画などの上位計画および関連計画の内容を踏まえ、本計画では、まちの将来像やまちづくりの方針およびその実現のための方策を示し、今後の都市計画の指針となることを目的として作成します。

2. 都市計画マスタープランの計画期間

計画期間は、今後 20 年間を見据えるなかで、平成 29 年度（2017 年度）を基準として平成 46 年度（2034 年度）までの 18 年間とします。ただし、今後の社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

3. 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、「大野町第六次総合計画」や「揖斐都市計画区域マスタープラン」に即して定めた本町の都市計画に関する基本的な方針です。本町が定める都市計画または各種都市施設の整備などは、このマスタープランに即して行われます。



図序-1 都市計画マスタープランの位置付け

4. 都市計画マスタープランの役割と構成

(1) 都市計画マスタープランの役割

① まちづくりの方針の明確化

岐阜県の都市計画に関する方針や大野町第六次総合計画で示された将来像の実現に向けて、本町の都市計画に関する基本的な方針を明らかにします。

② 町が定める都市計画決定の根拠

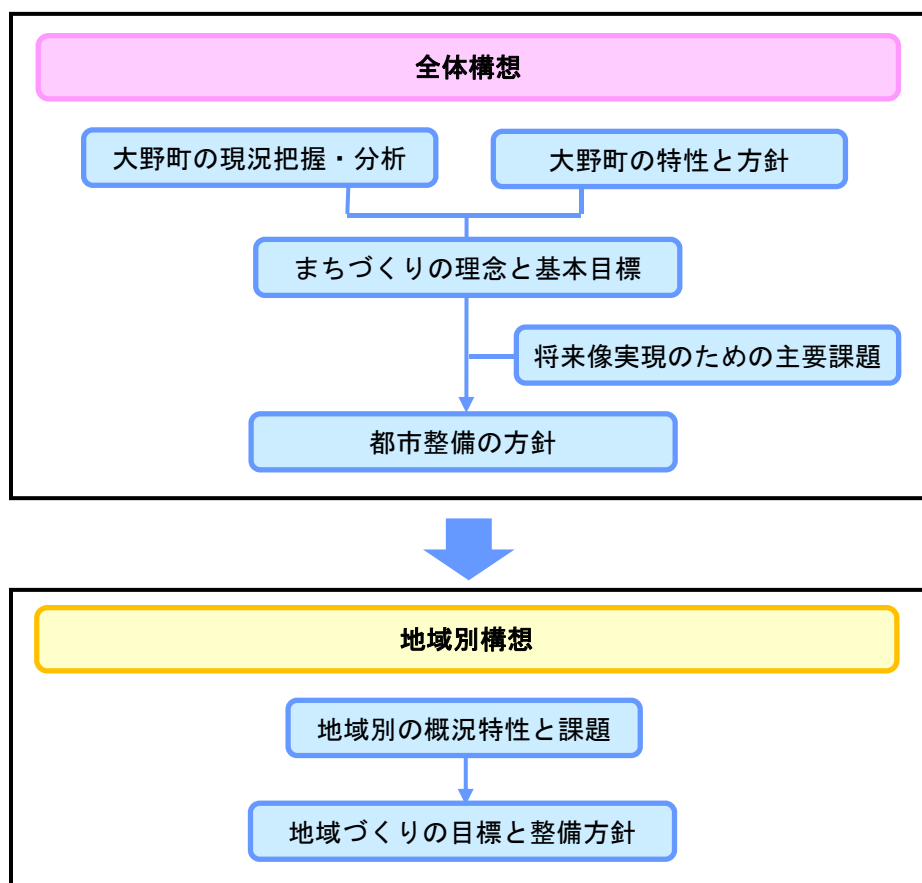
町が定める都市計画は、都市計画マスタープランに即した計画である必要があります。そのため、本計画は、本町における土地利用および都市施設などの個別の都市計画を決定・変更をする際の根拠となります。

③ まちづくりに対する住民の理解の促進とまちづくりを進めるための指針

様々な社会構造変化、自然災害リスクのなか、持続可能で活力ある地域づくりを進めるため、まちづくりに対する住民の理解の促進とまちづくりを進めるための指針となります。

(2) マスタープランの構成

都市計画マスタープランの基本的な構成は、都市全体の将来ビジョンや土地利用、都市施設などのあり方を示す「全体構想」と、地域ごとの市街地像やまちづくりの考え方、整備の内容・方策など示す「地域別構想」の2つの構成からなります。



図序-2 都市計画マスタープランの構成